

1 生活保護と介護保険の関係

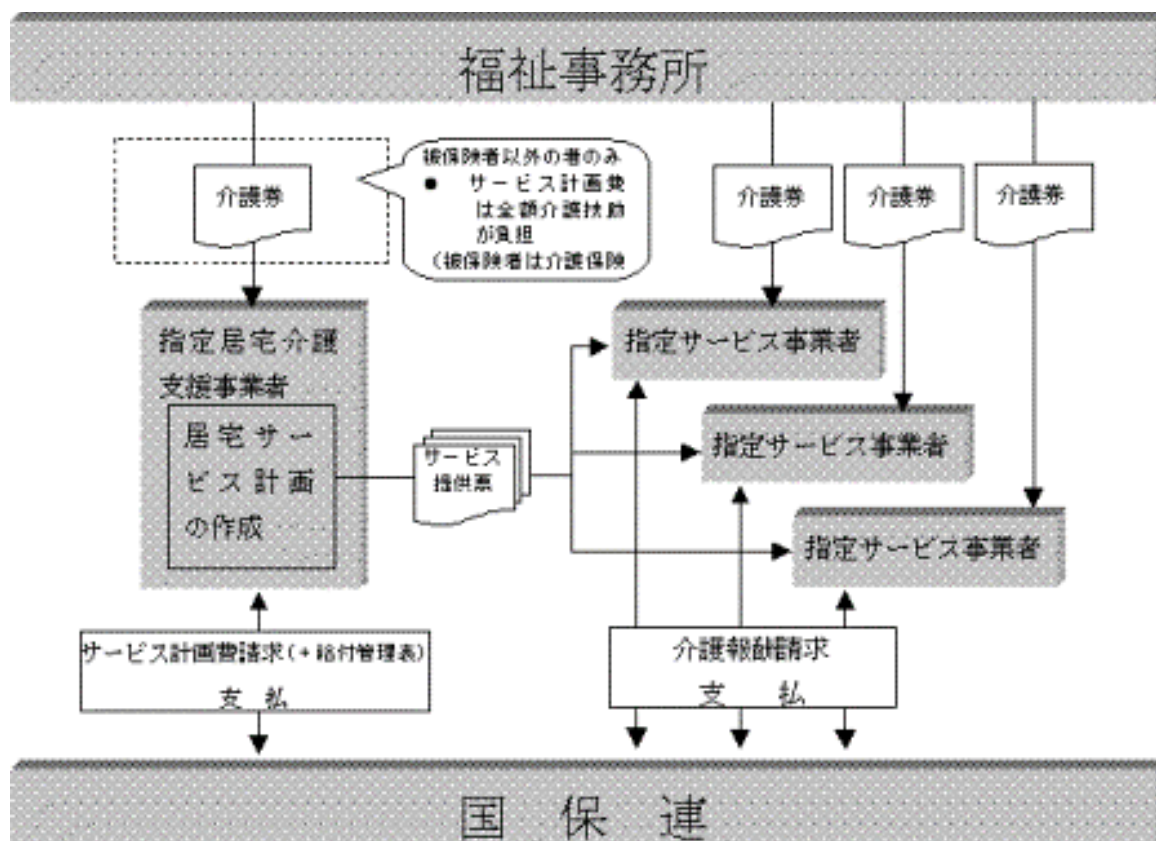
- 生活保護を受けていても、65歳以上の方（第1号被保険者）と40歳以上65歳未満の医療保険加入者（第2号被保険者）は、介護保険の被保険者となります。
- 介護保険の被保険者である場合には、自己負担部分（介護費の1割分）が生活保護からの給付（介護扶助）となります。
- 介護保険の被保険者以外の者の場合には、介護扶助が10割全額を給付します。
- 他法令等による給付がある場合には、その給付を優先します。

	40歳から65歳未満の生活保護受給者	65歳以上の生活保護受給者
医療保険の被保険者	第2号被保険者 (自己負担1割を生活保護から給付)	第1号被保険者 (自己負担1割を生活保護から給付)
医療保険未加入者	介護保険の被保険者以外の者 (10割を生活保護から給付) ※ 生活保護受給者の大多数は、医療保険の未加入者(国民健康保険の適用除外となるため)のため、介護保険の被保険者となりません。	

2 介護扶助の方法

- 原則として被保護者の申請により開始します。したがって、介護扶助を受けようとする方は、まず、お住まいの地域を管轄する福祉事務所に申請してください。ただし、急迫した状況にあるときは、申請がなくても必要な保護を行います。
- 介護扶助の給付は、原則として現物給付の方法によります。
- 現物給付を担当する指定介護機関は、厚生労働大臣、都道府県知事、政令指定都市、又は中核市の市長が、介護保険に規定する居宅サービス事業若しくは居宅介護支援事業を行う者又は介護施設の開設者の申請により指定します。また、要支援の認定を受けた者が利用する「訪問型サービス、通所型サービス」及び「地域密着型サービス」などのように、那須塩原市が申請により指定する介護施設もあります。

- 指定介護機関は、福祉事務所の交付する介護券（介護扶助対象であること等を証する書類）に記載された資格情報等を、介護報酬明細書に転記して、介護に要した費用を国民健康保険団体連合会へ請求します。
- 他の法令等による給付がある場合には、その給付を優先します。



3 サービスの利用や請求時における注意点

- 介護扶助のみならず、生活保護で支給される扶助は必要最低限のもので、要介護度で定められた限度額を超えるサービスの利用は原則認められません。
- ケアマネージャーは、介護扶助を受給する者のサービスの開始、廃止又は変更について、事前にケアプランなどを福祉事務所に届け出る必要があります。居宅療養管理指導についても、サービス計画書への記載、サービス利用票での実績報告を必ず行っていただきますようお願いいたします。
- 介護施設としての指定を受けていることが確実に確認できる施設を利用してください。